特別養護老人ホーム清水坂あじさい荘大規模改修空気調和設備工事

特 記 仕 様 書 (機 械)

北区 営繕課

目 次

第1編 共通事項		1 -
第1章 工事概要		1 -
1.1 工事件名		1 -
1.2 工事場所		1 -
1.3 敷地面積		1 -
1.4 建物概要		1 -
1.5 工期		1 -
1.6 備考	–	1 -
1.7 工事種目別概要		2 -
第2章 一般事項		2 -
2.1 適用範囲		2 -
2.2 特許権等の調査について	–	2 -
2.3 契約不適合に関する調査への協力及び立会い		2 -
2.4 工事の入札等について		3 -
2.5 公共事業労務費調査に対する協力		3 -
2.6 各種点検、調査、見学会等への協力		3 -
第3章 支払		4 -
3.1 部分払		4 -
3.2 一部しゅん功払		4 -
第4章 施工区分		5 -
4.1 施工区分		5 -
4.2 工事の施工に伴う光熱水費の取扱い		8 -
第2編 工種別事項		9 -
第1章 一般事項		9 -
第1節 総則		9 -
1.1.1 官公署その他への届出手続等(標準仕様書 1.1.1.4)		9 -
1.1.2 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者(標準仕様書 1.1.1.5)		9 -
1.1.3 工事の下請負(標準仕様書 1.1.1.6)		9 -
1.1.4 工事実績情報の登録(標準仕様書 1.1.1.7)		9 -
1.1.5 関連工事等の調整(標準仕様書 1.1.1.11)		9 -
1.1.6 建設副産物の処理(標準仕様書 1.1.1.16)]	10 -
1.1.7 過積載の防止(標準仕様書 1.1.1.17)]	15 -
1.1.8 保険の加入及び事故の補償(標準仕様書 1.1.1.19)]	15 -
第2節 工事関係図書]	16 -
1.2.1 実施工程表(標準仕様書 1.1.2.1)]	16 -
1.2.2 施工図等(標準仕様書 1.1.2.3)]	16 -
1.2.3 工事の記録等(標準仕様書 1.1.2.4)]	16 -
第3節 工事現場管理]	17 -
1.3.1 電気保安技術者(標準仕様書 1.1.3.2)]	17 -
1.3.2 施工条件(標準仕様書 1.1.3.4)		
1.3.3 施工中の安全確保(標準仕様書 1.1.3.6)		
1.3.4 石綿含有建材等の取扱い(標準仕様書 11.1.3.2)	– 1	18 -

第4節 機器及び材料 19 -
1.4.1 環境への配慮(標準仕様書 1.1.4.1) 19 -
1.4.2 機材の品質等(標準仕様書 1.1.4.2) 20 -
1.4.3 機材の検査等(標準仕様書 1.1.4.5) 20 -
第5節 施工 20 -
1.5.1 排出ガス対策型建設機械(標準仕様書 1.1.5.6) 20 -
1.5.2 低騒音・低振動型建設機械(標準仕様書 1.1.5.7) 21 -
1.5.3 化学物質の濃度測定(標準仕様書 1.1.5.8) 21 -
第6節 しゅん功図等 23 -
1.6.1 完了時の提出図書(標準仕様書 1.1.7.1)23 -
1.6.2 しゅん功図(標準仕様書 1.1.7.2) 23 -
1.6.3 保全に関する資料(標準仕様書 1.1.7.3) 23 -
1.6.4 電子納品 (標準仕様書 1.1.7.4)24 -
第7節 その他 24 -
1.7.1 足場 24 -
1.7.2 ハロンの回収及び登録25 -
第 2 章 工事種目別特記事項 25 -
建設業法第 26 条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(特例監理技術者)及び監理技術者補佐の
配置要件について 27 -
特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項③ 29 -
特別管理産業廃棄物及び特定物質等の建設副産物の処理及び回収 31 -
※1 本仕様書においては、「○」表示のある箇所は、標準仕様書に示された標準仕様・工法等を示して
いる。削除等の処理がない場合については、本仕様により工事を行うものとする。
※2 「○」表示が削除されその他部分に特記事項がある場合は、その仕様により工事を行うものとする。

第1編 共通事項

第1章 工事概要

1.	1.1 工事件名						
	特別養護老人ホーム清水坂あじさい荘大規模改修空気調和設備工事						
1.	2 工事場所						
		東京都北区中十条4-1	6-32				
1.	3 敷地面積						
	6	, 287. 04 m²					
1.	4 建物概要						
	建物名称	本体棟	ゴミ置場棟	防災倉庫	サンテラス屋根		
	建物構造	RC造	RC造	RC造	アルミ製		
	地上階数	5階	1階	1階	1階		
	地下階数	1階	_	_	_		
	建築面積	2, 085. 83 m²	130. 18 m²	41. 00 m²	76. 00 m²		
	延べ面積	9, 109. 26 m²	130. 18 m²	41. 00 m²	76. 00 m²		
	備考						
1.	1.5 工期						
	・契約確定日の翌日 から 日間(令和 6年 11月 29日まで) ・ 概成工期 日間(令和 6年 10月 31日まで)						
1	1.6 備考						

1.7 工事種目別概要

(1)空気調和設備工事
・電気式空冷ヒートポンプチラー1組(5台)を新設する。
・外気処理空調機 12 台を新設する。
・自立型 GHP 空調機 室内機 43 台、室外機 5 台を新設する。
・GHP 空調機 室内機 141 台、室外機 8 台を新設する。
・遠赤外線ヒーター10 台を新設する。
・各種配管及びダクト等を新設する。
(2) 換気設備工事
・送排風機(天井扇・シロッコファン含む)256 台を新設する。
・全熱交換器2台を新設する。
・ダクト、フード等を改修する。
・厨房フード内簡易消火設備を改修する。
(3) 自動制御設備工事
・空気調和設備、換気設備および別途工事である給排水衛生設備の自動制御を改修する。
(4) 撤去工事
・大規模改修工事に伴う既設設備機器、各種配管およびダクト等の撤去工事をする。

第2章 一般事項

北区役所は、環境マネジメントシステムを構築しており、北区役所内の組織が行う事業活動における環境への配慮及び保全に関する行動を適切に実行することとしている。

本取組には受注者の協力が不可欠であることから、受注者は、工事関係者の業務管理や施工管理などに当たり、本制度の趣旨の理解に努め、地球環境保全に十分配慮するものとする。

2.1 適用範囲

- (1) 本特記仕様書では、「令和5年版 東京都機械設備工事標準仕様書」(以下「標準仕様書」という。)に定めのない事項又はこれにより難い事項を定めている。本特記仕様書に記載されていない事項については、標準仕様書のとおり施工する。
- (2) 本工事は、設計図書に従い施工することとするが、設計図書に明示されていない事項であっても工事の性質上当然必要なものについては、監督員の指示に従い施工する。
- (3) 本特記仕様書の各項目における〇については、本工事において適用させるものであることを示す。

2.2 特許権等の調査について

本工事に使用する機材及び施工方法に関する特許権等については、その有無を事前に十分調査する。

2.3 契約不適合に関する調査への協力及び立会い

契約書に基づく契約不適合に関して、工事目的物の引渡し日から1年以内(及び2年以内)に契約不適合に関する調査(工事請負契約書約款第41条第1項の契約不適合及び不具合を確認するための調査をいう。)を行うので、発注者が求めた時には、受注者はその調査に協力及び立ち会うものとする。詳細は、発注者の指示による。

- 2 -

令和5年度:

特別養護老人ホーム清水坂あじさい荘大規模改修空気調和設備工事

2.4 工事の入札等について

入札(又は見積書の提出)に当たっては、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。

2.5 公共事業労務費調査に対する協力

- (1) 本工事が公共事業労務費調査の対象となった場合は、調査票等に必要事項を正確に記入し提出する等、必要な協力を行う。また、調査の時期が本工事の工期経過後であった場合も同様とする。
- (2) 調査票等を提出した事業所を事後に訪問して調査・指導を行う対象となった場合は、受注者は、その実施に必要な協力を行う。また、調査・指導が本工事の工期経過後であった場合も同様とする。
- (3) 公共事業労務費調査の対象工事となった場合は、正確な調査票等の提出ができるよう、「労働基準法」(昭和22年法律第49号)等に従って就業規則を作成するとともに、賃金台帳を作成・保存し、日頃から使用している現場労働者の賃金、労働日数、時間等の記録を適切に管理しておく。
- (4) 受注者が、本工事の一部について下請契約を締結する場合は、当該下請工事の受注者(当該下請工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)が(3)と同様の義務を負う旨を定める。

2.6 各種点検、調査、見学会等への協力

- (1) 監督員が所属する部の監督員以外の職員が、施工体制、現場管理、施工管理等の適正化を図るため、各種点検、調査等を行う場合は、受注者はこれに立ち会い、協力しなければならない。
- (2) (1)の各種点検、調査等の結果に基づき、監督員から改善措置等の指示が出された場合は、速やかにその指示に従わなければならない。
- (3) 監督員が必要とする現場見学会等を開催する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。

第3章 支払

3.1 部分払

- (1) 工事請負契約書約款第38条に定める部分払の方法は、次による。
 - ・ 段階別部分払 (支払い回数は、 回以内とする。)
 - ・ 特例工事部分払 (支払い回数は、 回以内とする。)
 - 部分払については、行わない。
- (2) それぞれの運用については、次による。

段階別部分払

- ア 請求時期及び出来形
 - (ア) 請求時期は、発注者の示す標準請求時期を基準として、発注者と協議して定める。
 - (4) 請求時期における出来形は、認定に適するものとし、その内容は別添「工種別出来形及び認定率表」のとおり。
- イ 出来高率表の提出

受注者は、請求回数ごとの出来形に対応する出来高率を、発注者の示す工種別構成率と工種別出来形及 び認定率表とにより算出し、段階別部分払出来高率表を作成の上、第1回部分払請求時に提出する。

なお、工種別の分類項目は、発注者の示す項目によるものとする。

ウ 請求金額は、10万円未満を切り捨て、10万円単位とする。

特例工事部分払

ア請求時期

請求時期は、受注者の希望する時期とし、発注者と協議して定める。

イ 出来高率表の提出

受注者は、発注者の示す工種別構成率と請求時期における各工種別の出来形とにより出来高率を算定し、特例工事部分払出来高率表を作成の上、その請求の都度、提出する。

なお、工種別の分類項目は、発注者の示す項目によるものとする。

ウ 請求金額は、10万円未満を切り捨て、10万円単位とする。

3.2 一部しゅん功払

(1)	工事請負契約書約款第39条に規定する指定部分に係る工事が	が一部しゅん功し、検査に合格したときは
指	f定部分に相応する契約代金を支払う。 指定部分の出来高割合は	、 %を支払う。
	指定部分の内容	

前金払が行われている場合は、当該部分に相当する支払い済額を除く。

(n	\ ⇒ ±	÷ 🔨 🕁	ふ体ウ
(3)	ノ 話げ	〈宋治貝	iの算定

第4章 施工区分

4.1 施工区分

別途関連工事との施工区分は、原則として次表による。 建築・電気設備・機械設備・昇降機設備標準施工区分表

項目	内容	建築	電気	給・衛	空調	昇降機	備考
	1 受水槽・排水槽・汚水槽等でコンクリート	0					
	造のもの						
	2 コンクリート造の各種水槽等の釜場	0					
- 6 - C 1 H	3 コンクリート造の受水槽の入孔蓋(防水						
1各種水槽・	型)及びタラップ、排水槽・汚水槽等の人	0					
ピット(建物							
と一体構造 のもの)	4 最下階便所のピット、人孔蓋(防臭型)及びタラップ	\circ					
0)80))	5 二重床改め口	0					
	6 二重底盤內通気管・通水管	0					
	7 二重壁内の水抜管	0					
	8 昇降機ピット(躯体及び仕上)	0					
2 トレンチ・	1 各種トレンチ蓋及び人孔蓋	0					
排水溝	2 屋内排水溝及び人孔蓋	0					
	1 機器用基礎(コンクリート打ち)	0					
3 機器等の	2 屋上水槽の基礎(コンクリート打ち)	0					
基礎(建物	3 二重床下部分の機器用基礎(コンクリー						
と一体構造	ト打ち)	\circ					
のもの)	4 機器、水槽等のアンカー及び基礎仕上		0	0	0		
	げ			0	0		
	1 各種配管用スリーブ		0	0	0	0	
	2 ダクト、ガラリ用スリーブ	○ *			0		*建築が取り付ける ガラリの場合
	3 衛生器具(大便器)取付け用箱入れ			0			
	4 押込型屋内消火栓取付け穴等の箱入れ			0			
	5 分電盤取付け穴等の箱入れ		0			0	
	6 各種スリーブの補強	0					
4 スリーブ	7 避雷針取付け部	0					防水を考慮した基礎 仕上げ
	8 外壁貫通スリーブまわりの防水	0					
	9 床貫通スリーブまわりの防水	0					防水層を貫通する場 合
	10 貫通穴及びダクト空隙充塡		0	0	0	0	

項目	内容	建築	電気	給 • 衛	空調	昇 降 機	備考
5 天井切込 及び換気	1 埋込照明器具、スピーカー、空調換気 用吹出口等埋込器具類取付けのための 天井切込み及び下地補強	0					墨出しは電気、給・衛 又は空調
扇取付け枠	2 換気扇取付け用枠及び穴あけ	0					墨出しは電気、給・衛 又は空調
6 改め口、	1 天井改め口	0					
点検扉	2 各種シャフト点検口	\circ					
7 はつり及 び補修	配管のための貫通及び埋込み個所のはつ り及び補修		0	0	0		
	1 各種床排水金具	\circ		0			
	2 造付け流し(人造石斫出し)の排水金具			0			
8 排水	3 流しの排水金具) *		0			*建築が取付ける流 しの場合
	4 外構工事におけるU字溝及びこれに接 続する溜桝	0		0			
	1 ルーフドレイン	\circ					
	2 地盤面までの屋外竪樋・排水管	\circ					
9 雨水排水	3 建物外部までの屋内部分排水管	0					
	4 屋内部分排水管のうちパイプシャフト内 配管の竪樋			0			
18-11	1 外壁、サッシュに取り付けるガラリ(ただし、空調・排気用ダクトその他に取合いあるものを除く。)	0					
10 ガラリ	2 ドアーガラリ	0					
	3 暗室等の遮光ガラリ	0					
	1 一般用動力操作盤及び電動機端子接 続までの配管・配線・結線		0				
	2 ボイラー操作盤及び二次側配管・配線・ 結線				0		
11 動力	3 冷凍機用動力操作盤及び二次側配管・ 配線・結線				0		
	4 パッケージ型空調器用電源で手元開閉 器以降の配管・配線・結線		0				
	5 電動機シャッター・自動ドアとその電源 の二次側配管・配線及び操作盤・押ボタ ン取付け・結線	0					
	1 空調用制御機器及び操作用機器取付 け及びその配管・配線・結線				0		
12 制御	2 衛生用液面制御機器取付け及びその配 管・配線・結線			0			
	3 総合監視盤(衛生·空調)			_	0		

項目	内容	建築	電気	給 • 衛	空調	昇 降 機	備考
13 防災	1 煙感知器連動の防火戸・防火シャッター その他の防災設備の電源・二次側配管・ 配線・結線及び検出器・制御盤		0				
	2 排煙口・ダンパー等とその電源の二次 側配管・配線・結線及び検出器・制御盤				0		
14 コンセン	1 フリーアクセスの穴あけ	0					墨出しは電気
ト・接栓穴 あけ	2 実験台・演台(備品)等の穴あけ	0					墨出しは電気、給・衛 又は空調
15 各種 シャフト	各種シャフトのうちコンクリート造のもの及 びこれに必要なコンクリート床	0					
	機器取付用ファスナープレート、ビーム等					0	
16 昇降路	天井面、トロリービーム					0	
	制御盤取付用部材の設置					0	
17 夕形:	各階乗場、出入り口廻りの穴あけ	\bigcirc					
17 各階 乗場	各階乗場、取付用 部材の設置					0	
	敷居取付用 部材の設置					0	
	制御盤までの電源、接地工事		\bigcirc				
10 17 5% 17	インターホン用配管・配線・結線工事		0			*	*結線は昇降機で行う
18 配管·配 線·結線等	ピット点検用コンセント		0				
/冰、水口水、守	電話用配管・配線・結線工事		0			*	*結線は昇降機で行う
	防犯カメラ用同軸ケーブルの引き込み		0				
19 その他	解体又は改修する建物等の機器のうち、再 使用するものの取外し	0	0	0	0		

この表は、設計図書等で示される一般的工事範囲を補足するもので、関連工事との取合い部分についてその施工区分を示すものである。

4.2 工事の施工に伴う光熱水費の取扱い

本工事の施工に伴う光熱水費の取扱いは、次による。

- 受注者の負担とする。
- ・ 発注者の支給とする。

(1) 電気料

ア 本受電後は、下記による。

-	L事区分	基本料金	従量料金
Ž	建築工事		0
電気	 記録備工事	0	0
機	空調設備 工事		0
械	給排水 衛生設備 工事		0
	その他		0

イ 改修工事の場合は、それぞれの使用量に応じた従量料金を支払う。ただし、工事施工に伴い、契約電力を変更した場合は、従前との差分の基本料金を含む。

(2) 水道料

本管接続後は、下記による。

=	L事区分	基本料金	従量料金
建築工事			0
電気	元設備工事		0
機	空調設備 工事		0
械	給排水 衛生設備 工事	0	0
	その他		0

(3) ガス料

本管接続後は、下記による。

工事区分		基本料金	従量料金
建築工事			0
電気	 記録備工事		0
1 444	空調設備 工事	*	0
機械	給排水 衛生設備 工事	0	0
	その他		0

※空調工事が主たるガス工事を行う場合

令和5年度:

特別養護老人ホーム清水坂あじさい荘大規模改修空気調和設備工事

第2編 工種別事項

第1章 一般事項

第1節 総則

1.1.1 官公署その他への届出手続等(標準仕様書 1.1.1.4)

工事の着手、施工又は完了に当たり、労働安全衛生法第88条第1項のほか、関係官公署その他の関係機 関への必要な届出手続等について十分調査の上、これを遅滞なく行う。

1.1.2 現場代理人、監理技術者、監理技術者補佐及び主任技術者(標準仕様書 1.1.1.5)

- (3) 専任の監理技術者及び主任技術者(以下「監理技術者等」という。) が、技術研さんのための研修、 講習、試験等への参加、休暇の取得、その他の合理的な理由で短期間工事現場を離れることについて、 適切な施工ができる体制を確保するとともに、その体制について、元請の監理技術者等の場合は発注者、 下請の主任技術者の場合は元請又は上位の下請の了解を得ていることを前提として、差し支えない。
- (4) 本工事で監理技術者を配置する場合において、建設業法第26条第3項ただし書きの規定の適用を受 ける監理技術者(特例監理技術者)の配置については、次のとおりとする。
- 認めない。
- 認める。特例監理技術者を配置しようとする場合は、別紙「建設業法第26条第3項ただし書きの規 定の適用を受ける監理技術者(特例監理技術者)及び監理技術者補佐の配置要件について」による。

1.1.3 工事の下請負(標準仕様書 1.1.1.6)

一般ガス導管事業者が受注したガス工事については、標準仕様書「1.1.1.6 工事の下請負(1)」及び工事請 - 負契約書第5条「一括委任又は一括下請負の禁止」の規定を適用しない。

1.1.4 工事実績情報の登録(標準仕様書 1.1.1.7)

契約金額が500万円以上の工事については、工事実績情報システム(コリンズ)に基づく工事実績情報 の登録を行う。

登録内容についてあらかじめ監督員の確認を受けた後、標準仕様書に示す期間内に一般財団法人日本建 設情報総合センター「JACIC」(ジャシック)に登録する。

ただし、期間には、「東京都北区の休日を定める条例」(平成元年 条例第1号)に定める行政機関の休 日は含まない。

- 9 -

JACIC のホームページ「コリンズ・テクリス」を参照すること。 【登録先】

1.1.5 関連工事等の調整(標準仕様書 1.1.1.11)

契約書に基づく関連工事は、次のとおりである。

- 特別養護老人ホーム清水坂あじさい荘大規模改修工事
- 特別養護老人ホーム清水坂あじさい荘大規模改修電気設備工事
- 特別養護老人ホーム清水坂あじさい荘大規模改修給排水衛生設備工事
- 特別養護老人ホーム清水坂あじさい荘大規模改修昇降機設備工事

令和5年度:

特別養護老人ホーム清水坂あじさい荘大規模改修空気調和設備工事

- (1) 建設副産物の取扱いは、次による。
 - ア リサイクル計画書及びリサイクル報告書の作成

受注者は、工事着手に当たってリサイクル計画書を作成し、施工計画書に含めて監督員に提出する。また、受注者は、リサイクル実施状況等について必要書類を作成し、リサイクル報告書に取りまとめて監督員に報告する。

なお、リサイクル計画書及びリサイクル報告書の記載内容及び添付書類の適用等については、 「東京都建設リサイクルガイドライン」(東京都)を準用するほか、下表による。

建築物等の分別解体等及び建設資材の再資源化等については、「東京都建設リサイクルガイドライン」のほか、「建設リサイクル法書類作成等の手引き(公共工事)」(東京都)によるものとする。これらについては、東京都都市整備局のホームページで最新版を参照する。

添付書類一覧

リサイクル計画書	リサイクル報告書
①「再生資源利用計画書」	①「再生資源化等報告書」
②「再生資源利用促進計画書」	②「再生資源利用実施書」
③「搬入予定民間受入地届」(民間受入地へ搬入す	③「再生資源利用促進実施書」
る場合に限る。)	④「リサイクル阻害要因説明書」
④「建設発生土搬出のお知らせ」	⑤「リサイクル状況記録写真」
⑤ 収集運搬・処理業者の許可証の写し	⑥「民間受入地搬入確認報告書(リサイクル証明
⑥ 建設廃棄物処理委託契約書の写し	書を含む。)」(民間受入地へ搬入した場合に限
⑦ 運搬ルート図	る。)
⑧ 使用するマニフェストの様式	
⑨ 告知書の写し	
⑩ 有害物質等チェックリスト	

書類作成適用工事

書類名	適用工事
再生資源利用計画	次のいずれかに該当する場合(工事しゅん功後、1年間保管)
書 (実施書)	① 土砂を搬入する場合
	② 砕石を搬入する場合
	③ 加熱アスファルト混合物を搬入する場合
再生資源利用促進	次のいずれかに該当する場合(工事しゅん功後、1年間保管)
計画書 (実施書)	① 建設発生土を搬出する場合
	② コンクリート塊、アスファルト塊、建設泥土、建設発生木材又は建設混合廃棄物
	を搬出する場合
	③ 金属くず、廃プラスチック、紙くず、アスベストその他の廃棄物を1品目当たり
	1トン以上搬出する場合
搬入予定民間受入	指定処分(B)又は指定処分(C)により、建設発生土の民間受入地(土質改良プ
地届、	ラントを含む。)に建設発生土を搬入する場合(受注者は、事前に当該民間受入地が適
民間受入地搬入確	正な受入地であることを確認すること。)
認報告書(リサイ	

- 10 -

4 2 年 四 書 3 本	
クル証明書を含	
む。)	
建設発生土搬出の	建設発生土を 100 ㎡以上搬出する場合、それに先立って作成し、受入地の所在する
お知らせ	区市町村の建設発生土担当窓口宛に郵送、FAX等で提供する(工事しゅん功後、1年間
	保管)。
	なお、搬出先の自治体に建設発生土に関する条例が制定されている場合は、その定
	めに従い必要な手続を行う。
リサイクル阻害要	工事途中において、やむを得ず次のいずれかを行う場合(工事しゅん功後、1 年間
因説明書	保管)
	① コンクリート塊、アスファルト塊、建設泥土又は建設混合廃棄物を工事現場から
	直接最終処分する場合
	② 建設発生木材を最終処分場へ直接搬出する場合又は焼却のみを行う中間処理施
	設に搬出する場合
	③ 土砂等の利用工事において購入材(新材)を使用する場合
	④ 砕石の利用工事において新材を使用する場合
	⑤ アスファルト混合物の使用工事において新材を使用する場合
告知書の写し、	特定建設資材を用いた建築物等の解体工事又はその施工に特定建設資材を使用す
再生資源化等報告	る新築工事等で、次のいずれかに該当する場合
書	① 建設物の解体工事で、床面積の合計が80㎡以上
	② 建築物の新築・増築工事で、床面積の合計が 500 ㎡以上
	③ 建築物の修繕・模様替等の工事で、請負代金の額が1億円以上
	④ 建築物以外の工作物の工事で、請負代金の額が500万円以上
有害物質等チェッ	建築物の解体工事、修繕、模様替え等の工事の場合
クリスト	

イ 建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」(コブリス)という。)の活用

本工事は、COBRIS への登録対象工事であり、受注者は、工事の実施に当たってはシステムの活用を図るものとする。

(システムに関する問合せ先)

一般財団法人日本建設情報総合センター (JACIC) 内 JACIC カスタマーセンター 電話 (03) 3505-0410 JACIC のホームページを参照すること。

受注者は、施工計画作成時、工事完了時及び登録情報の変更が生じた場合は、速やかに COBRIS にデータの入力を行い、データ入力の都度「建設副産物情報交換システム工事登録証明書」を監督員に提出して確認を受ける。

また、受注者は、「再生資源利用計画書(実施書)」及び「再生資源利用促進計画書(実施書)」の作成並びに提出に当たっては、COBRIS もしくは国土交通省 HP に公表されている様式に必要なデータを入力して作成し、監督員に提出して確認を受ける。

ウ 再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の掲示

関係法令に基づき、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を現場に掲示すること。

エ リサイクル状況記録写真

受注者は、次のとおり撮影し、リサイクル報告書に含めて監督員に提出する。

- 11 -

(7) 撮影内容

積込み状況、運搬状況(工事現場出発時)、産業廃棄物運搬車両表示状況、現場内利用状況、工 事間利用状況、ストックヤードの状況、受入地の状況、再資源化施設の状況、最終処分場の状況 (直接最終処分する場合に限る。)、現場内での分別状況、再生資源の利用状況等を撮影する。

なお、解体工事の場合は、分別解体等の状況、分別された建設資材廃棄物の状況、建設資材廃 棄物の運搬状況、再資源化施設への搬入状況等を撮影する。

(4) 撮影方法

運搬状況(工事現場出発時)は、積込み状況、土質、積載物の種類、運搬車両のナンバープレ ート等を入れて撮影する。

現場内利用及び工事間利用状況は、工事箇所が特定できるよう周辺の背景を入れて撮影する。 再資源化施設の状況及び最終処分状況(直接最終処分する場合に限る。)は、施設名称看板等を 入れて撮影する。

オ マニフェスト等による報告

(ア) マニフェストの提示

受注者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理 法」という。)に基づき、廃棄物管理票(以下「マニフェスト」という。)を利用し、適正な運搬 及び処理を行う。マニフェスト(紙)のうち、受注者(排出事業者)が保管すべきものについて は、ファイルに整理し、施工中いつでも監督員に提示できるようにする。

なお、電子マニフェストを利用する場合は、公益財団法人日本産業廃棄物処理振興センターが運 営する情報処理センターから通知された処理結果について、排出事業者(受注者)が印刷したも のを監督員に提示する。

(イ) 集計表の提出

受注者は、マニフェストの枚数、産業廃棄物の数量、運搬日等を記録した集計表を作成し、監 督員に提出する。

(ウ) リサイクル伝票の提示

受注者は、建設廃棄物を搬出する場合において、マニフェストを利用する必要のない品目(再 生利用認定制度、個別指定制度等を利用して再利用する建設泥土等)については、「リサイクル伝 票」(写しでも可)を監督員に提示する。

その様式は、受注者が定めるもの、運搬業者が定めるもの、再資源化業者が定めるもの等による。

(エ) リサイクル証明書の提示

受注者は、建設廃棄物をセメント等の建設資材の原料として再利用する場合及び高炉還元等を 行う場合は、セメント工場等の建設資材製造施設、製鉄所等が発行したリサイクル証明書(写し でも可)を監督員に提示する。

(2) 建設副産物の処理は、次による

- ア 現場において再使用、再生利用及び再生資源化を図るものは、次による。
- (ア) 建設発生土の再利用
- 埋戻し土及び盛土については、次による。
- ・ 現場で発生した建設発生土を使用する。
- 次のストックヤードから、ストック土(建設発生土)を搬入する。
- 次の他工事からの建設発生土を受け入れる。運搬は、発生側工事による。 なお、受注者は工事間利用を円滑に行うため、相手工事の受注者と綿密に協議する。

- 12 -

(区・市	地先)		
	生土再利用センターから		を搬入する。	
	生土再利用センターからこ			
1,11,11	鬼を原料とした再生砂(F			
		,, ,	9 46 号による測定方法に基づき、	
\			る。また、試料には再生砂製品を	
\	購入先当たり1検体の試験		00 0000 # 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	_
	土を搬入する	· · · · · ·		
	11 (1)(1)	•		
(イ) 建設廃棄物の珠	場内再利用			
	は、次の方法で建設副産物	の再利用を図る。		
	については、粒の大きさ		「埋め戻し、路盤材料、	
に再利用する。	1101/ 12/100	, (, (, (,) , (,		
· · · · · · · · ·	・ 根材については、現場にお	おいてチップ状に破砕っ	する等加工し、チップ舗装・堆肥	
木杭・	\			
	については、	に再利	用する。	
	\		ひ。 及び処理方法は、次による。	
	を要するものは、次によ		20 /C12/1/21/21/21/21/21/20/200	
·	, eg / 500/18, b.(es	· •		
(4) 特別管理産業廃	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	は、次による。		
		\	じた場合は、監督員に速やかに	報
告し指示を受ける		4, (,,)== 1, = 1, = 1		,,
	-	・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	(建築工事) 第29章 石綿除去	Т.
事による。) 101 (H) (T) (T)	372 777	(Z)(- 1 /)(- 1 /)(- 1 /)	
•				
オ構外に搬出する	建設副産物の取扱いは、	次による。		
(ア) 建設発生土の取				
建設発生土は、	次の場所へ搬出し、土砂	少伝票(土砂搬入管理券	*等の発生側の運搬証明)、土砂	般
	川の受入証明) の写し及び	\		
• 現場内利用	(工事現場外一時仮置き))		
	ストックヤード (区・市	地先)へ搬出し、一時仮	置
	置きに当たっては周辺環		\	
 工事間利 	用			
次の工事現場	へ搬出する。			
なお、受注者	は、工事間利用を円滑に	行うため、相手工事の	受注者と綿密に協議する。	
		建	設工事現場	
(区・市		地先)	
指定処分(A)				
	発生土再利用センター((公財) 東京都都市づく	(り公社) 〜搬出する。 \	
			,) 事業地の次の場所へ搬出する) ₀
	地区(\	
		- 13 -		\
		10		

	• 中央防波均	是内側埋立	地(列	東京港埠頭	頁株式会	社)へ舶	2出する。			
	新海面処分	湯(新海	面埋立	地及び中	央防波場	是外側埋:	立地:東京	港埠頭村	株式会社)〜搬	出する。
	指定処分(I	3)								. , , - 0
	• 運搬距離	(想定)		kmの土質	質改良プ	ラント〜	機出する。			
									っては、埋立行	為等に関
									工基づき、必要	
	可はついて記					-	- 11 (- pg /	0 > (0) 3(-2 2 (C 0. DH1
						- 0	田工ルフ	あろ受	入施設を想定し	ている
	指定処分	L7 (16)		'	<u> </u>					
	1HVC/2/1									
(1)	\ 建設廃棄物の	10/18/L/								
		1	£il⊞1	また ;	孚 7. 冬仕	. 再咨派	114の方法	室を協診	といて といる。 といる。	切か再答
	火圧をは、◎ 化施設を選定	/ .	[1]) [1] C	, a/c,	XXXII	、11 <i>年</i> ///	1/10/2/J1D	ተ ር ነውኮ		37/411頁
		,	・あるī	五姿酒/レイ	布設への	郷出をホ	目定してい	スが 重	耳前に監督員の:	承諾を得
	本工事では、! 場合は、受注	/						977, 1	一門に無目長り	子(时 C)社
			\					右雲たカ	変更せざるを得	tal. > L
	なわ、文任者 なった場合は		/			-			大いこのでは	/ 4
•	コンクリー	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	TV2X	X C 0 7 14	9 10	. (5 0)	_ C C 9 3	0		
·	(住所/搬出		山县	/掀山冬//	+					
							プロ	亚	□.	
	住所			` `			丁目			
			KIII	/ 加山里 \	\ ^{\\\\\} \\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	III	加山未什	•		
•	アスファル						~ =	ΔĪ.		
		¢⊢			····		丁目			
	搬出距離	利	Km	搬出重	ή'J\	m	搬出条件	:		
•	建設泥土						-	Ψ.		
		<i>t.L.</i>			4L		丁目			
						\	搬出条件	:		
•	建設発生木材						/	বা	П	
							大 目			
			km	搬出重	約	m	搬出条件	:		
•	建設混合廃棄							-F:		
	住所						丁目 人	\		
	搬出距離	約	km	搬出量	約	m³	搬出条件	:/		
•										
							_丁目	\		
	搬出距離	約	km	搬出量	約	m³	搬出条件	:		
•										
							_丁目		\ \ \	
	搬出距離	約	km	搬出量	約	m³	搬出条件	:		

(ウ) 有価物の取扱い

建設副産物のうち、有価物については自由処分とする。受注者は処分後、売渡したことを証明する書類の写しを監督員に提出すること。

また、有価物として処分できない場合には、事前に監督員に協議の上、建設廃棄物として処分することができる。なお、建設廃棄物として処分する場合には、(イ)の規定による。

(有価物の取扱いについては、「行政処分の指針について (通知)」(令和3年4月14日環循規 発第2104141号)等を参照すること。)

- キ せっこうボードの処理方法は、次による。
 - (ア) せっこうボードの撤去に際しては、せっこうボードの裏面に印刷されている製造会社名等により、石綿・ひ素・カドミウム等の含有の有無を確認し、監督員に報告する。含有が確認された場合には、関係法令に基づき適切に処理するとともに、監督員に処理について協議を行う。
 - (イ) (ア)以外の石膏ボードの処理は次による。
 - ・ 最終処分場とする。
 - 再資源化とする。
- ク PCB 含有シーリング材の処理は、次による。 PCB 含有シーリング材の分析調査及び撤去は、次による。

.....

1.1.7 過積載の防止(標準仕様書 1.1.1.17)

本工事における過積載の防止については、標準仕様書によるほか、「過積載防止対策マニュアル」(東京都財務局)によるものとする。

「過積載防止対策マニュアル」については、東京都財務局ホームページを参照する。

1.1.8 保険の加入及び事故の補償(標準仕様書 1.1.1.19)

○ 本工事において、受注者は法定外の労災保険(※)に付さなければならない。また、当該保険契約 の証券又はこれに代わるものを発注者に提示する。

※法定外の労災保険とは、公共工事等に従事する者の業務上の負傷等に対する補償に必要な金額を 担保するための保険契約であり、国の労働災害補償保険(労災保険)とは別に上乗せ給付等を行う ことを目的とした保険契約をいう。

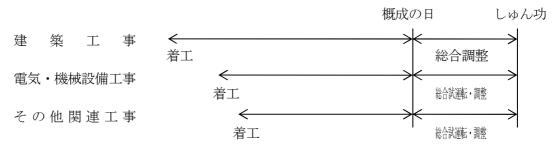
1.2.1 実施工程表(標準仕様書 1.1.2.1)

全体工期から関連工事等に要する機器等の総合試運転及び調整期間を差し引いた概成工期(第1編「1.5 工期」に明記された場合は、これによる。)を定め、関連工事等の作業と競合する部分の建築工事の仕上げ 等は、「概成の日」までに完了するよう工程表を作成する。

また、工事の完了が、関連工事等と同時しゅん功の場合は、これらの調整が完了した日を工事完了日と する(関連工事等は、「1.1.5 関連工事等の調整」による。)。

なお、工程表には「概成の日」を明記し、関連工事等との連絡調整を十分に行い、工期末に同時しゅん 功するよう協力する。

※ 概成工期の概念図(概成工期の定義は、標準仕様書「1.1.1.2 用語の定義」(24) による。)



・ 工程で条件がある場合は、次による。

.....

1.2.2 施工図等(標準仕様書 1.1.2.3)

施工図等において、営業秘密が含まれており、事後の情報開示等に支障がある場合には、別途協議すること。

1.2.3 工事の記録等(標準仕様書 1.1.2.4)

- (1) 工事記録写真の撮影は、別に定める「北区工事記録写真撮影要領」の最新版による。また、工事記録写真撮影計画書の作成は、次による。
 - 作成する。
 - 作成しない。
- (2) 写真帳の提出は、次による。
 - 提出する。
 - ・ 提出しない。
- (3) デジタル工事写真の小黒板情報電子化(以下、「電子黒板」という。) は次による。

受注者が電子黒板の導入を希望する場合、工事施工前に監督員へ申請し、承諾を得るものとし、電子黒板対象工事(以下、「対象工事」という。)とすることができる。

なお、申請時には電子黒板の導入に必要な機器及びソフトウェア等(以下、「使用機器」という。) に関する資料を添付する。

ア 対象機器の導入

使用機器について、「北区工事記録写真撮影要領」(最新版)「第2章 4 撮影に使用する器具類」 に示す項目の電子的記入ができるもの並びに信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものを使

- 16 -

用する。

なお、信憑性確認機能(改ざん検知機能)とは「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」に記載している技術を使用することをいう。

電子政府における調達のために参照すべきリスト (CRYPTREC 暗号リスト)」については、CRYPTREC ホームページを参照する。

- イ 対象工事において、高温多湿、粉じん等の現場条件の環境により、使用機器を用いることが困難 な工種については、この限りではない。
- ウ 使用機器の事例として、「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」を参考にする。ただし、この使用機器の事例からの選定に限定するものではない。

「デジタル工事写真の小黒板情報電子化対応ソフトウェア」については、JACIC ホームページを参照する。

エ 本工事における小黒板情報の電子的記入の取扱いは、「北区工事記録写真撮影要領」(最新版)によるが、「第3章 写真の整理と保存1」で規定されている写真編集には該当しない。

第3節 工事現場管理

1.3.1 電気保安技術者(標準仕様書 1.1.3.2)

電気保安技術者の配置は、次による。

- 配置する。
- ・ 配置しない。

1.3.2 施工条件(標準仕様書 1.1.3.4)

- (1) 施工順序は、次による。
 - 図面による。
 - ・ 必要に応じ総合図・施工図を作成し、監督員へ確認のうえ施工すること
- (2) 工事用車両の駐車場所及び資機材の置き場所は、次による。
 - 図示による。
 - 敷地内に駐車及び資機材を置くことができる。但し、関係工事受注者と調整すること。
- (3) 施工条件は、次による。
 - 隣接地に保育園があるため、騒音・振動は特に配慮を行うとともに事前に作業内容を通知すること。

.....

1.3.3 施工中の安全確保(標準仕様書 1.1.3.6)

「労働安全衛生法」(昭和47年法律第57号)第30条第2項における同法第30条第1項に規定する措置を講ずべき者(統括安全衛生管理義務者)については、次による。

- 本工事の受注者を指名しない。
- 本工事の受注者を指名する。

なお、この場合における指名への同意については、本工事の請負契約を締結することにより得られた ものとみなす。

また、「労働安全衛生法」第15条、第15条の2及び第15条の3に規定する次の者を労働基準監督署長に報告した場合は、速やかにその写しを監督員に提出する。

ア 統括安全衛生責任者

- 17 -

令和5年度:

特別養護老人ホーム清水坂あじさい荘大規模改修空気調和設備工事

- イ 元方安全衛生管理者
- ウ 店社安全衛生管理者

1.3.4 石綿含有建材等の取扱い(標準仕様書 11.1.3.2)

石綿含有建材の事前調査及び撤去等の取扱いについては、標準仕様書「11.1.3.2 石綿含有建材の取扱い」 及び東京都建築工事標準仕様書「1.5.1 事前調査」、「第29章 石綿除去工事」の当該事項による。

- (1) 本工事の対象である建築物その他の施設において、石綿が含有していることが判明している建材等は、次による。
 - 分析調査結果による。
 - 図面による。
 - 分析調査結果については、第2章 工事種目別特記事項(19)による
- (2) 新築、改築、増築等の場合でも既存構造物に影響を与える場合は、同様の調査を行う。 なお、事前調査を行うことができる石綿等に関する知識を有する者等とは以下の者である。
- ① 建築物石綿含有建材調査者講習登録規定(平成30年10月23日 厚生労働省 国土交通省 環境省 告示第1号 令和2年7月1日改正)に基づき厚生労働省に登録された機関が行う講習を修了した建築物石綿含有建材調査者(特定、一般)
- ② (一社) 日本アスベスト調査診断協会に令和5年9月30日までに登録されたもの

ただし、戸建て住宅及び共同住宅の住戸部分の内部の事前調査に限っては、前記「登録規定」に 基づく講習を修了した戸建て等石綿含有建材調査者も行うことができる。また、事前調査の結果に ついて、法令に基づき、報告対象となる場合は、石綿の使用の有無に関わらず、原則として「石綿 事前調査結果報告システム」により、労働基準監督署及び区役所、市役所又は多摩環境事務所等に 報告する。また、報告した旨を示す資料(事前調査結果報告(区役所)、事前調査結果等報告(労働基 準監督署))及び事前調査結果の発注者への説明資料を監督員に提出すること。

なお、石綿含有吹付け材の除去等を行う場合の官公署への届出とは別であることに留意すること。 (参考)

【報告対象となる工事】

- ① 解体部分の床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事
- ② 請負金額が税込 100 万円以上の建築物の改修工事
- ③ 請負金額が税込 100 万円以上の特定の工作物の解体または改修工事 ※いずれかに該当する場合は、石綿の使用の有無に関わらず報告が必要。
 - ※事前調査結果の報告は原則として、「石綿事前調査結果報告システム」に登録し、一括で行うこととなっている。

詳細は、厚生労働省HP「石綿総合情報ポータルサイト」、東京都環境局HP「東京都アスベスト情報サイト」等を参照

- (3) 工事を進めるうえで、現地の状況により契約図書に定める範囲外の工事を行う場合には、追加の事前調査を行う。なお、新たに分析調査等を行う場合は、監督員と協議の上行うこととする。
- (4) 石綿含有ガスケット、パッキン等の石綿含有材料の事前調査及び撤去等の取扱いについては、「石綿障害予防規則」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」等の石綿に関する関係法令を遵守し、適切に処理する。

工事場所や規模に応じて、都、区及び労働基準監督署等への確認を事前に行う。

1.4.1 環境への配慮(標準仕様書 1.1.4.1)

(1)	「東京都環境物」	品等調達方	針(公共工事)」等に定める	る特別品目、	特定調達品目及び調達推進品目	以
下、	「環境物品等」	という。)	の調達等は、	原則として、	次による。		

「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」等については、東京都都市整備局ホームページを参照する。

・水水的水光が即分前定力型(ムスエザ)」寺に ン では、水水や即用・正面が、 ム ・ マ こ シ ボ テ る。
本工事で指定する環境物品等は、次による。
(ア) 特別品目
・ 温室効果ガスの削減に資する資材、建設機械、工法、目的物
· 高効率空調用機器 (熱源機器)
・ 高効率空調用機器(熱源以外の空調機器)
ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機
・ 環境配慮形 (EM) 電線・ケーブル
・ RoHS 指令対応電線・ケーブル
・ 低 VOC 塗料
• 環境配慮型型枠
・ エコセメント
スーパーアッシュを用いたコンクリート二次製品
・ 電気便座(温水洗浄便座及び暖房便座)
•
(イ) 特定調達品目
• 吸収冷温水機
· 水蓄熱式空調機器
・ ガスエンジンヒートポンプ式空気調和機
• 空調用送風機
・ 空調用ポンプ
・ 排水・通気用再生硬質ポリ塩化ビニル管
・ 衛生器具(自動水栓、自動洗浄装置及びその組み込み小便器、洋風便器)
・ 太陽熱利用システム
燃料電池
・ エネルギー管理システム
・ 節水機器(節水コマ、定流量弁、泡末キャップ、流量調整弁、手元止水機能付き水洗、小流量吐水機能付水栓)
(ウ) 調達推進品目
•
•

- イ 受注者は、ア以外のもので「東京都環境物品等調達方針(公共工事)」に示す環境物品等の使用を 希望する場合は、性能、使用の有効性、品質確保等について証明し、監督員の承諾を受けた上で、そ れを使用することができる。
- ウ 受注者は、環境物品等の各品目ごとの「環境物品等使用予定(実績)チェックリスト」を作成し、 施工計画書に添付するなどして監督員に提出し、確認を受ける。

エ 受注者は、環境物品等の調達が完了したときは、使用した環境物品等の種類に応じて、特別品目の場合は「環境物品等(特別品目)使用予定(実績)チェックリスト」を、特定調達品目の場合は「環境物品等(特定調達品目)使用予定(実績)チェックリスト」を、調達推進品目の場合は「環境物品等(調達推進品目)使用予定(実績)チェックリスト」を根拠を踏まえて作成し、監督員に提出する。また、当該チェックリストの電子情報を格納した CD-R 等を併せて監督員に提出する。チェックリストは、東京都都市整備局ホームページで最新版を参照する。

(2)	ホルムアルラ	デヒド放	微量につい	では標準仕様書	2. 3. 1. 1	一般	ょ事項」、	Г2. 3. 2 .	1.1 —	般事項」	(1),
	「7. 3. 2. 10. 2	塗料」	(2)及び東ス	京都建築工事標準	#仕様書「	1. 4. 1	環境への	の配慮」	(2)のと	おりとし	、放
措	数等級の表示に	こよらな	いものは、	以下の通りとす	る。						

•

1.4.2 機材の品質等(標準仕様書 1.1.4.2)

(1) 本工事に使用する機材のうち、新品を使用しなくてよいものは、次による。

•

- (2) 再生資材の品質は、次による。
 - 次の材料の品質は、「土木材料仕様」(東京都建設局)による。

「土木材料仕様書」については、東京都建設局ホームページを参照する。

- ア 再生クラッシャラン(RC-40、RC-30)
- イ 再生粒度調整砕石(RM-40、RM-30)
- ウ 再生砂(RC-10)
- エ 再生加熱アスファルト混合物
- 才 改良土
- カ 粒状改良土
- キ 流動化処理土
- ク 再生骨材 Lを用いたコンクリート
- ケ コンクリート用再生骨材H
- コ 再生単粒度砕石 (浸透トレンチ用)

•

1.4.3 機材の検査等(標準仕様書 1.1.4.5)

本工事に使用する機材は、別に定める「北区材料検査実施基準」(最新版)に基づく検査を受け、合格 したものを使用する。

第5節 施工

1.5.1 排出ガス対策型建設機械(標準仕様書 1.1.5.6)

次の建設機械には、排出ガス対策型のものを用いる。

○一般工事用建設機械

(ディーゼルエンジン出力 7.5~260kW)

- 20 -

- (1) バックホウ
- (2) ホイールローダ
- (3) ブルドーザ
- (4) 発動発電機(可搬式・溶接兼用機を含む。)
- (5) 空気圧縮機(可搬式)
- (6) 油圧ユニット(基礎工事用機械で独立したもの)
- (7) ホイールクレーン (ラフテレンクレーン)
- (8) ローラー類 (ロードローラー、タイヤローラー又は振動ローラー) (道路運送車両法(昭和 26 年法律第 185 号)による排ガス規制を受けている建設機械は除く。)

1.5.2 低騒音・低振動型建設機械(標準仕様書 1.1.5.7)

- (1)次の建設機械には、低騒音型のものを用いる。
 - ア バックホウ
 - イ クラムシェル
 - ウ トラクターショベル
 - エ クローラクレーン、トラッククレーン及びホイールクレーン
 - 才 油圧式杭圧入引抜機
 - カ アースオーガー
 - キ オールケーシング掘削機
 - ク アースドリル
 - ケロードローラー、タイヤローラー及び振動ローラー
 - コ アスファルトフィニッシャー
 - サ 空気圧縮機
 - シ 発動発電機
- (2) 次の建設機械には、低振動型のものを用いる。

ア バイブロハンマー

1.5.3 化学物質の濃度測定(標準仕様書 1.1.5.8)

化学物質の濃度測定は、次による。

- 測定は行わない。
- ・ 次のとおり第三者の専門業者に委託して測定し、厚生労働省が定める指針値以下であることを確認した上で、監督員に報告する。

なお、事前に測定に関する計画書(測定・分析機関の資料を添付する。)を作成し、監督員の承諾を受ける。改修工事の場合は、工事の完了後に測定する部屋をその着手前にも測定し、測定値を監督員に報告する。

•

(1) ホルムアルデヒド

ア 測定方法は、次による。

なお、他の測定方法による場合は、採用した測定機器の特性等を考慮して、事前に監督員と協議した 上で、計画書に定める。

- ・ パッシブ型採取機器による DNPH 誘導体固相吸着/溶媒抽出-高速液体クロマトグラフ法
- ・ アクティブ型採取機器による DNPH 誘導体固相吸着/溶媒抽出-高速液体クロマトグラフ法

令和5年度:

特別養護老人ホーム清水坂あじさい荘大規模改修空気調和設備工事

	•
1	測定する室及び箇所(回数)
	•
(2)	トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレン
ア	測定方法
	・ パッシブ型採取機器による固相吸着/溶媒抽出法-ガスクロマトグラフ/質量分析法
	・ アクティブ型採取機器による固相吸着/溶媒抽出法-ガスクロマトグラフ/質量分析法
	・ 型採取機器による固相吸着/加熱脱着法-ガスクロマトグラフ/質量分析法
	・ 容器採取ーガスクロマトグラフ/質量分析法
	•
1	測定する室及び箇所(回数)
	•
(2)	尔与沙 斯内拉斯士计位

(3) 空気試料の採取方法等

空気試料の採取方法等は、原則として厚生労働省から示されている「室内空気中化学物質の採取方法 と測定方法」による。ただし、本工事に適用が困難な部分については、監督員と協議する。

(4) 測定後の措置

測定の結果、厚生労働省の定める指針値を上回った場合の措置については、監督員と協議する。

※ 対象物質の厚生労働省の指針値

ホルムアルデヒド $100 \,\mu\,\text{g/m}^3$ (0.08ppm)

 $260 \,\mu\,{\rm g/m^3}$ (0.07ppm) トルエン エチルベンゼン 3,800 μ g/m³ (0.88ppm) キシレン $200 \,\mu\,\mathrm{g/m^3}$ (0.05ppm) スチレン $220 \,\mu\,\mathrm{g/m^3}$ (0.05ppm)

(両単位の換算は、25℃の場合による。)

第6節 しゅん功図等

1.6.1 完了時の提出図書(標準仕様書 1.1.7.1)

- (1) しゅん功図は、作成する。(「1.6.2 しゅん功図」による。)
- (2) しゅん功写真の作成は、次による。
 - 作成しない。
- (3) 保全に関する資料は、作成する。

1.6.2 しゅん功図(標準仕様書 1.1.7.2)

しゅん功図面の作成に当たっては、監督員の承諾を得て設計原図を複写訂正し、しゅん功原図としても良い。

種類、内容及び提出部数は、次による。

- (1) 設計説明書に示す「工事完了時のしゅん功図等」
 - ○縮小原図(A3)

1式

- ※ 用紙規格:トレーシングペーパー(A3・75g/m²)
- ※ 縮小原図とは、しゅん功図を指定するサイズに縮小した図面のことをいう。
- ○しゅん功図の電子データ
 - PDF形式

1式(しゅん功図をPDF形式に電子化したもの)

○ CADデータ

1式 (CADによりしゅん功図を作成したもの)

電子データの提出は、電子メディア (CD-ROM 又は DVD) により行うこととし、表面ラベル部分に工事件名と施工者名を記載すること。

なお、電子データの内容及びファイル名称等については、監督員と協議すること。

(2) しゅん功原図 ____ 部

 (3) しゅん功図製本
 (A サイズ)

 = 部

(4) 焼付図 見開製本 しゅん功図 白黒 (<u>A 1サイズ</u>) <u>1</u> 部

(A 3サイズ) 3 部

施工図 カラー (<u>A 1サイズ</u>) <u>1</u> 部

(A 3サイズ) 3 部

1.6.3 保全に関する資料(標準仕様書 1.1.7.3)

- (1) 保全に関する資料の作成内容等は、次による。
 - ア 建物保全データ
 - 建築保全データ(部位登録整理表)
 - 建築保全データ(省エネルギー機器等の導入量調査票)
 - その他

監督員より対象施設の設計時における建物保全データを受領し、しゅん功時に更新したものを提出する。

- 23 -

令和5年度:

特別養護老人ホーム清水坂あじさい荘大規模改修空気調和設備工事

○ 試験成績書
○ 官公署届出書類(副本)
○ 官公署届出書類の写し
○ 鍵・備品・工具リスト
○ 建築物等の保守に関する説明書(機器取扱説明書、装置の運転説明書等)
工事修繕計画書(メンテナンス)
○ その他
•
1.6.4 電子納品 (標準仕様書 1.1.7.4)
THE TANKS OF THE PARTY OF THE P
(1) 本工事は、電子納品対象工事とする。
電子納品については、「東京都財務局電子納品運用ガイドライン」(最新版)及び「営繕工事電子納品
要領[国土交通省 大臣官房官庁営繕部](最新版)を参考に作成した電子データを電子納品媒体(CD
R等)に記録して、監督員に内容を確認した後に電子納品媒体に直接署名又は押印し、提出する。
(2) 電子納品対象成果物は、次によることとし、詳細は監督員との事前協議による。
1.2.3 工事の記録等(2)による工事記録写真
1.6.1 完了時の提出図書(2)によるしゅん功写真
○ 1.6.2 しゅん功図(1)によるしゅん功図
○ 1.6.3 保全に関する資料(1)による建物保全データ及びその他の保全に関する資料
•
•
(3) 設計図 CAD データの貸与の適用は、次による。

イ その他の保全に関する資料(内容及び提出部数については監督員と協議を行う。)

○ 貸与する。

ただし、貸与するデータを当該工事における施工図又はしゅん功図の作成以外の用途に使用してはならない。

CAD データ著作者名: 東京都北区総務部営繕課、株式会社平安設計

- ・ 貸与しない。
- (4) 電子黒板を用いた写真(以下、「電子黒板写真」という。)の納品については、次による。

電子黒板写真を並びに電子黒板写真を管理したビューアソフトは、工事完了時に電子納品対象成果物として納品する。

なお、納品時に JACIC が提供しているチェックシステム(信憑性チェックツール)等を用いて、電子黒板写真の信憑性確認を行い、その結果を監督員に提示又は提出する。

JACIC が提供しているチェックシステム(信憑性チェックツール)については、JACIC ホームページを参照する。

第7節 その他

1.7.1 足場

足場の組立、解体又は変更の作業に係る業務を行う場合は、安全衛生特別教育規程に定める、足場の組立等の業務に係る特別教育を修了した者又は足場の組立等主任技能講習を修了した者等が行うこととする。

- 24 -

本項は、建築物を解体及び消火設備を撤去する場合に適用する。

ハロゲン化物消火設備のハロンは、リサイクルのため回収する。回収者は「データベース報告書」を特定非営利活動法人消防環境ネットワークに届け出るものとする。

第2章 工事種目別特記事項

- (1) 屋外配管の支持ブラケットは溶融亜鉛メッキ製とする。その他の支持金物はステンレス製とする (ガス設備工事共)
- ピット内配管の支持ブラケット及びその他の支持金物はステンレス製とする。(ガス設備工事共) 重量機器類の据付等には接着系あと施工アンカーを使用し、ボルトはステンレス製とする。
- (2) 官庁申請手続は、遅滞なく受注者の負担にて行うこと。
- (3) 試験は各標準仕様書に拠るほか、給水管水圧試験・排水管通水試験・排水管満水試験・都市ガス 気密試験・空調機の試運転記録(吹出温度・吹出風速・室内温度・外気温度・騒音(区様式)・冷 媒管(気密試験)・ドレン管(通水試験)・風量測定等を行い、その結果報告を作成・提出すること。 (4) 表示は以下のとおりとする。
- 給水配管及びガス配管は、埋設表示(埋設表示テープ・埋設表示柱等)・配管識別表示・行先表示 ・バルブ開閉札等。

排水管は、ピット内配管識別表示・行先表示等。

冷媒管は、配管識別表示・行先表示等。

機器は、機器名識別表示等。

信号線設備は、機器付属盤内及びプルボックス内等ケーブル類に、行先表示等。

- (5) フラッシュバルブはフラッシュバルブ用固定金物にて支持をとること。露出配管にて支持が不足 する水栓は、座付エルボー等にて支持を取ること。
- (6) 土中埋設配管の埋設深さは標準仕様書2.2.7.2によること。(ガス設備工事共)
- (7) 本工事施工に先立ち、視閲の既存調査、既存機器運転調査を行い、監督員と協議すること。受注者の責に帰するべき損害が発生した場合、受注者は誠意をもってその損害を賠償しなければならない。既存部分を破損、汚損する恐れがある部分は養生を施すこと。工事に伴う場所は作業終了後十分に清掃を行うこととし、しゅん功引渡し時も同様とすること。既存建築物等と今回工事部分との取合いその他で、はつり及び工事の都合などにより、破損、損傷させた箇所は、今回工事仕上げと同等材にて完全に補修しなければならない。
- (8) 埋設配管周囲の埋戻しは山砂を使用すること。
- (9) 発生残土は場内敷均し、または場外搬出処分とする。(自由処分)
- (10) 工事施工に際しては、危害防止、災害防止等について十分に配慮し適切な措置を講ずること。公

- 衆の生命、身体及び財産に関する危害防止等の対策については、危険標示の設置等保安上必要な 措置を講ずること。騒音、振動、粉塵等の公害防止については、状況に応じ、適切な対策を講ず ること。
- (11) 工事現場内で発生した事故、工事現場執念で工事に起因して発生した事故、及び第三者に損害を与えた事故が発生した時は、直ちに応急処置等所要の処置を行う。この場合事故発生の原因及び経過等の状況を速やかに監督員に報告すること。
- (12) しゅん功図、保全に関する資料は工事完了日より、できるだけ速やかに提出すること。
- (13) 工事しゅん功にあたり、メンテナンス用工具一式を納品すること。
- (14) 設備機器台帳を作成する。受注者は、しゅん功引渡し前に設備機器の初期データを各機器製造元より収集し、北区指定のフォーマットにデータ入力すること。
- (15) 外壁の地中部分で水密を要する部分のスリーブは、つば付き鋼管とし、地中部分で水密を要しない部分のスリーブはビニル管とする。
- (16) 屋外の配管外装材はガルバリウム鋼板とする。(屋内は、カラー鋼板とする。)
- (17) 機器設備の固定は「建築設備耐震設計・施工指針(2014 年版)」及び「建築電気設備の耐震設計・施工マニュアル(改訂第2版)」による。一般機器:耐震クラスA、重要機器:耐震クラスSとする。
- (18) 非構造部材の耐震対策を「学校施設の非構造部材の耐震対策事例集(文部科学省 H24.3)」に基づき設備機器、ケーブルラック、配管類の施工において行うこと。
- (19) アスベスト測定結果は次による。

地下1階機械室:配管保温材・配管パッキン・ダクトフランジパッキンは石綿含有なし その他、内外壁・天井・床等の石綿対応については別途建築工事とする。

建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(特例監理技術者)及び監理 技術者補佐の配置要件について

- 1 本工事において、建設業法第 26 条第 3 項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者(以下、「特例監理技術者」という。)の配置を行う場合は以下の(1)~(9)の要件を全て満たさなければならない。
- (1)建設業法第26条第3項ただし書による監理技術者の職務を補佐する者(以下、「監理技術者補佐」という。)を専任で配置すること。
- (2) 監理技術者補佐は、一級施工管理技士補、一級施工管理技士等の国家資格者又は学歴や実務経験により監理技術者の資格を有する者であること。なお、監理技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定種目は、特例監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。
- (3) 監理技術者補佐は、直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。なお、恒常的な雇用関係とは配置時 点の日において3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。
- (4) 同一の特例監理技術者が配置できる工事は、本工事を含め同時に2件までとする。 (ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の重複する複数の請負 契約に係る工事であって、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体性が認められるもの(当 初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、これら複数の工 事を一の工事とみなすことができる。)
- (5) 特例監理技術者が兼務できる工事は、<u>東京都(島しょ部除く)、神奈川県、千葉県、埼玉県、茨城県、</u>栃木県、群馬県、山梨県、長野県の都県内の工事でなければならない。
- (6) 特例監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務 を適正に遂行しなければならない。
- (7) 特例監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。
- (8) 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること。
- (9)特例監理技術者が兼務する工事は維持工事*以外の工事でなければならない。 (※「維持工事」とは通年維持工事等(24時間体制での応急処理工や緊急巡回等が必要な工事)をい う)
- 2 現場の安全管理体制について、平成7年4月2日付基発第267号の2「元方事業者による建設現場安全管理指針」において、「統括安全衛生責任者の選任を要するときには、その事業場に専属の者とすること。」とされていることから、施工体制に留意すること。
- 3 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事を予定している場合は、以下の書類を提出すること。
- (1) 監理技術者補佐の資格を有する書類 (一級施工管理技士等の国家資格者の合格証の写しなど)
- (2) 監理技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類 (健康保険被保険者証の写しなど)
- (3) 特例監理技術者が兼務する工事の履行場所、内容を示す書類(CORINSの写し)
- (4) 特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項③ (別記様式-3) ※ ※ (4) は工期途中に本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務する場合に提出する。
- 4 本工事の監理技術者が特例監理技術者として兼務し、本工事に監理技術者補佐を配置する事となった場合、第1項(6)~(8)について施工計画書へ記載し、提出すること。

- 27 -

- 5 本工事において、特例監理技術者及び監理技術者補佐の配置を行う場合又は配置を要さなくなった場合は、コリンズ (CORINS) への登録・修正を適切に行うこと。
- 6 監理技術者補佐は、監督員等が常に確認しやすいように腕章を身に付ければならない。

特例監理技術者の配置を予定している場合の確認事項③

年 月 日

(あて先)発注者

住所 商号又は名称 代表者氏名

監理技術者が兼務を予定している工事及び配置を予定している監理技術者補佐は下記のとおりです。

特例監理技術者		氏名	
(予定)		技術検定種目	
現	工事件名	•	
現在契約中の工事	契約番号		
約中	監理技術者	氏名	
Ø	補佐	技術検定種目	
事	(予定)	雇用関係の確認	□ 健康保険被保険者証
			□ 住民税特別徴収税額通知書
			□その他
監	発注者		
世 技		工事主管部署	
術 者		担当者及び連絡先	
が	工事件名		
************************************	施工場所◆		
監理技術者が兼務を予定している工事	工事内容◆	維持工事に該当◆	□ する □ しない
定し	契約金額(税込)		
てい	工事期間◆		年 月 日 ~ 年 月 日
る 工	現場代理人	氏名	
事	監理技術者	補佐 氏名(予定)◆	
(備考)			

※ 兼務を予定している工事が入札契約手続き中である場合は、◆の欄のみ記入すること。

配置予定の特例監理技術者及び監理技術者補佐の要件確認のために必要な資料を添付して提出

- ※1 監理技術者補佐の資格確認資料の写し
 - ① 監理技術者資格者証 ② 一級施工管理技士等の国家資格者の合格証
 - ③ 一級施工管理技士補の合格証明書 等
- ※2 監理技術者補佐の「雇用関係が確認できる書類」の写し
 - ① 健康保険被保険者証^{注1} ② 住民税特別徴収税額通知書 等 注1:健康保険被保険者証の写しを提出する場合には、保険者番号及び被保険者等記号・番号にあらかじめマスキングを 施すこと。

特別管理産業廃棄物及び特定物質等の建設副産物の処理及び回収

特別管理産業廃棄物及び特定物質等の建設副産物の処理及び回収の方法は、次による。また、これら以外の建設副産物についても、関係法令に従い適切に処分する。

PCB を含む機器類

PCB を含む機器類は、PCB の飛散、流出等がないように適切な容器に納め、適切な場所に保管し、工事完了後、監督員に引き渡す。

· PCB 含有シーリング材

PCB 含有シーリング材は、PCB が飛散しないように適切な容器に納め、適切な場所に保管し、工事完了後、監督員に引き渡す。

 察油

オイルタンク、オイルサービスタンク、機器類等の廃油は、関係法令等に従い回収し、焼却処分又は中間処理施設で再生処理する。廃油の回収に際しては、養生を行い土壌への汚染を防止する。

廃酸・廃アルカリ

次の機器に含まれる酸・アルカリについては、特別管理型産業廃棄物として処理するか、又は製造業者に委託して、関係法令等に従い回収し、中和処理、焼却処分又は中間処理施設で再生処理する。

ダイオキシン類

廃棄物の焼却施設の解体に当たっては、ダイオキシン類対策特別措置法施行令(平成11年政令第433号)、労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)、廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱(平成13年4月25日付厚生労働省基発第401号の2)等関係法令に従い、適切に処分する。

・ クレオソート油等を含む建設発生木材

クレオソート油、CCA(クロム、銅、ひ素の化合物)及びクロルデン類(化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令(昭和49年政令第202号)第1条8号に規定する化学物質をいう。)が注入又は塗布された建設発生木材の処理に当たっては、当該物質が注入又は塗布されていない部分と可能な限り分離又は分別した上で、廃棄物処理施設での焼却処分又は管理型最終処分場での埋立処分とする。

なお、焼却処分を行う場合は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)(昭和45年 法律第137号。)及びダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)に規定される基準 を満たす焼却炉を有する施設を選定し、適切に処理する。

フロン

設備機器に使用されているフロン類は、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施確保等に関する法律(平成13年法律第64号)等関係法令に従い、登録を受けた回収業者に回収を委託する。建材用断熱材フロンは、建材用断熱材フロンの処理技術(平成19年 環境省地球環境局 http://www.env.go.jp/earth/ozone/tt-bi/index.html)を参照し、焼却による破壊処理が可能な処理施設で適正に処理する。

・ハロン

ハロン消化設備の消火剤は、特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律(昭和 63 年法律 第 53 号)等関係法令に従い、ハロン消火設備設置業者に回収を委託する。

イオン化式感知器

イオン化式感知器は、製造業者に引き渡す。

六ふっ化硫黄ガス

ガス絶縁開閉器、ガス絶縁変圧器等、受変電機器に含まれる六ふっ化硫黄ガスは、製造業者に回収を委託する。

PFOS (ペルフルオロ (オクタン-1-スルホン酸)

PFOS を含む泡消火剤等は廃棄物処理法の規定に従い、処理業者に処理を委託する。

• 特定化学物質

特定化学物質は、特定化学物質障害予防規則(昭和47年労働省令第39号)等関係法令に従い回収又は処分する。

その他の特殊な建設副産物

その他の特殊な建設副産物は、関係法令に従い回収又は処分する。

上記以外の建設副産物についても、関係法令に従い適切に処分する。

- 31 -